

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年9月27日(2007.9.27)

【公開番号】特開2005-66343(P2005-66343A)

【公開日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2005-011

【出願番号】特願2004-240797(P2004-240797)

【国際特許分類】

**A 6 1 B 6/02 (2006.01)**

【F I】

A 6 1 B 6/02 3 0 1 D

A 6 1 B 6/02 3 0 1 A

A 6 1 B 6/02 3 0 3 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月15日(2007.8.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0 0 0 4】**

トモシンセシスは、一般に、対称形の収集ジオメトリを用いて行われる。換言すれば、X線検出器の中心の上方と下方の掃引角度、又はX線検出器の中心線の一方の側と反対側との掃引角度は、通常、同一である。例えば、室内の寸法又は他の制限により、X線検出器の中心の下方に20°。掃引するのに十分な空間のみが許容される場合、対称形の画像収集を達成するために、既存のトモシンセシス・システムが、X線検出器の中心上方20°。のみを掃引することになる。従って、室内の寸法又は他の制限により、既存のトモシンセシス・システムにおいて可能な全掃引角度がかなり制限される可能性があることは明白である。室内の寸法、レイアウト等により可能な全掃引角度がそれほど制限されないように、非対称形の画像収集ジオメトリを用いるトモシンセシス・システムを有することが望ましい。例えば、X線検出器の中心の上方30°。及び下方20°。を、これが室内で許容される場合に非対称に掃引することができることは望ましいであろう。

【特許文献1】米国特許第6 7 5 1 2 8 4号